

## 国の基本方針との相違点

富山県グリーン購入調達方針は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参考に毎年度改定を行っているところであるが、本県の実情に合わせ「自動車等」、「公共工事」、「役務」において次の点が異なっている。

### 【自動車等】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
自動車	【配慮事項】 ① (略) ～ ⑦ (略)	【配慮事項】 ① (略) ～ ⑤ (略) ⑥より燃費のよいものであること	より環境に配慮した車を調達するため

### 【公共工事】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
高炉スラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
フェロニッケルスラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
銅スラグ骨材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
土工用水砕スラグ	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。

低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 路面表示用水性塗料(区画線の塗料)は、湿度が高い地域では、にじんだり、施工後すぐに交通の開放ができないなど支障があることから、本県では調達を推進できない。
エコセメント	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 近傍のセメント工場では製造されていないため、調達する際の輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	(略)	(特定調達品目から除外)	除外理由 原料となる廃棄物が、本県では排出されていないため他県から導入せざるを得ず、輸送にかかるコストや環境負荷を考慮すると調達を推進できない。
熔融スラグを利用したアスファルト混合物	なし	(特定調達品目に追加)	
		<p>【判断の基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物の細骨材として、熔融スラグが一部使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①熔融スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p> <p>②熔融スラグが「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ(JISA5032)」に準拠すること。</p> <p>【調達目標】</p> <p>○使用区域、使用合材に留意しつつ、その使用を優先する。</p>	

<p>溶融スラグ を利用した コンクリート 二次製品</p>	<p>なし</p>	<p>(特定調達品目に追加)</p> <p>【判断の基準】 ○コンクリートの細骨材として、溶融スラグが一部使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①溶融スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。 ②溶融スラグにおける重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p> <p>【調達目標】 ○供給状況に留意しつつ、その使用を推進する。</p>	
--	-----------	---	--

【役務】

品目	国の基本方針	県の調達方針	備考
<p>清掃</p>	<p>備考1 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、<u>清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたりサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。</u></p>	<p>備考1 清掃における判断の基準④の紙類の排出にあたって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、<u>富山県出納局総務会計課が指定する別表の区分で、分別を徹底すること。</u></p>	